

熊野市・御浜町・紀宝町
福祉医療費助成制度の手引き
(医療機関等用)

平成31年9月診療分以降

(平成31年3月最新版)

熊野市市民保険課医療助成係

御浜町健康福祉課福祉係

紀宝町福祉課医療保険係

目次

第1章 熊野市・御浜町・紀宝町における福祉医療費助成制度について	
1 制度の概要	… P. 3
2 現物給付について	… P. 4
3 他法等との優先関係	… P. 4
第2章 受給資格証について	
1 償還給付用の受給資格証見本	… P. 5
2 現物給付用の受給資格証見本	… P. 6
第3章 医療機関等における取り扱いについて	
1 受給資格証の確認	… P. 7
2 有効期間の確認	… P. 8
3 自己負担金の徴収	… P. 8
4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について	… P. 8
5 現物給付対象者判定フローチャート	… P. 9
第4章 医療費助成の流れについて	
1 償還給付方式(従来方式)	… P. 10
2 現物給付方式(就学前児童(6歳以下))	… P. 11
第5章 レセプトの記載要領	
1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点	…P. 12
2 レセプトの記載事例	…P. 12
現物給付に関するQ&A	
1 受給資格について	… P. 13
2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて	… P. 14
3 併用レセプトの提出について	… P. 16
お問い合わせ先	
1 熊野市	…P. 17
2 御浜町	…P. 17
3 紀宝町	…P. 17

第1章 熊野市・御浜町・紀宝町における福祉医療費助成制度について

1. 制度の概要

福祉医療費助成制度は、障がい者、一人親家庭等及び、子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的として実施される制度です。熊野市・御浜町・紀宝町に住所を有する方で、以下の要件に該当し、資格申請をされた方にはそれぞれの市町より受給資格証を発行し、医療費を助成します。

区分	要件（対象者）	助成額	助成方法
障がい者	①身体障がい者でその等級が1・2・3級の者 ② IQが35以下と判定された者又は療育手帳の障がい程度が最重度、重度の者 ③身体障がい者でその等級が4級の者のうち、IQが50以下と判定された者又は療育手帳の障がい程度が中度の者	健康保険の自己負担相当額	償還払い (一定条件に該当する場合は現物給付)
	精神障がい者で等級が1級の者（通院分のみ）	健康保険の自己負担相当額	
一人親家庭等	IQが36以上50以下と判定された者または療育手帳の障がい程度が中度の者	健康保険の自己負担相当額の3分の2	
子ども	一人親家庭の母又は父及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童など	健康保険の自己負担相当額	
	高校等卒業までの子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	健康保険の自己負担相当額	

※それぞれの区分に所得要件あり

◎助成対象外（次の場合は医療費の助成はできません）

<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証の提示がない場合 ・健康保険が適用されない場合 ・学校や保育所での負傷や疾病など、スポーツ保険振興センターの災害共済給付の対象となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等第三者行為による診療の場合 ・生活保護法による医療扶助を受けている方
--	---

※償還払い・・・受給資格者が医療機関等に対して、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を支払った後に、市町から受給資格者に対して支払う方法

※現物給付・・・受給資格者が、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を医療機関等に支払うことなく、市町から医療機関等に対して支払う方式

2. 現物給付について

	現物給付の条件
年齢	三重県内に住所を有する6歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども (4月1日生まれは前月末日まで)
公費	「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」の公費受給資格対象者
外来医療費	三重県内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額
入院医療費	三重県内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額

3. 他法等との優先関係

福祉医療費助成制度よりも医療保険（被用者保険・国民健康保険）の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が、優先して適用されます。

※先に適用した公費負担制度等に自己負担がある場合は、その自己負担額が助成対象になります。

【公費負担制度の例】

「更生医療・育成医療・精神通院医療（障害者総合支援法）」

「特定疾患治療研究事業」「小児慢性特定疾患医療」「特定医療（指定難病）」等

第2章 受給資格証について

1 償還給付用の受給資格証見本

熊野市においては、現物給付対象年齢の受給資格証には、従来の受給資格証とともに、現物給付用の受給資格証を交付します。

また、償還給付対象年齢の受給資格者には従来の受給資格証のみを交付します。

福祉医療費受給資格証（従来・償還給付用 色：オレンジ）

熊野市 福祉医療費受給資格証			
子ども			
受給資格証番号	6000123XXX		
受給資格者	住所	三重県熊野市井戸町796番地	
	保護者等名	熊野 太郎	
	フリガナ	クマノジロウ	男
	氏名	熊野 次郎	
	生年月日	平成30年9月1日	
有効期限	平成30年9月1日から 平成31年8月31日まで		
発行機関名	三重県 熊野市長【公印】		
交付年月日	平成30年9月1日		

※「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」共通様式

2 現物給付用の受給資格証見本

福祉医療費受給資格証（現物給付用 色：青）

現物給付 三重県内医療機関のみ			
熊野市 福祉医療費受給資格証			
子ども			
※就学前児童のみ対象			
公費負担者番号	81240129		
受給資格証番号	XXXXXXXX		
受給資格者	住所	三重県熊野市井戸町796番地	
	保護者等名氏	熊野 太郎	
	フリガナ	クマノ ジロウ	男
	氏名	熊野 次郎	
	生年月日	平成30年9月1日	
有効期限	平成30年9月1日から 平成31年8月31日まで		
発行機関名	三重県 熊野市長【公印】		
交付年月日	平成30年9月1日		
※三重県内の医療機関においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関にご確認ください。			

※ 「公費負担者番号」は、以下のとおり福祉医療の公費種別ごとに定められた番号が記載されます。

公費種別	公費負担者番号		
	熊野市	御浜町	紀宝町
子ども	「81240129」	「81240665」	「81240673」
一人親家庭等	「82240128」	「82240664」	「82240672」
障がい者	「80240120」	「80240666」	「80240674」

第3章 医療機関等における取り扱いについて

1 受給資格証の確認

医療機関等の窓口では毎回、健康保険証と受給資格証の提示を求め、確認してください。現物給付対象年齢の受給資格者については、現物給付用の受給資格証（青）を必ず確認してください。現物給付対象の診療分については、併用レセプト方式にて社会保険診療報酬支払基金（以後「支払基金」とする）及び三重県国民健康保険団体連合会（以後「国保連合会」とする）に請求をしていただくことになります。

なお、受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、後日、償還給付用の受給資格証（オレンジ色）を確認した上で、償還給付のものとして従来の領収証明書形式にて報告をしていただくことになります。ただし、下記の場合のみ、その限りではありません。

【例外的なもの】

三重県内の医療機関等において、ひと月のうち、受診時に受給者証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合、下記の取扱いも可能です。

《事例》

- 1回目：9月10日受診 現物給付用受給資格証提示あり
⇒現物給付扱い（自己負担なし）
- 2回目：9月12日受診 受給資格証提示なし
⇒助成対象外（窓口にて自己負担を徴収する）
- 3回目：9月17日受診 現物給付用受給資格証提示ありの場合
⇒この時、2回目：9月12日受診分を医療機関等より受給資格者へ自己負担を返金し、現物給付払いとして取り扱っていただいても構いません。（審査支払機関へのレセプト提出までの間であればこのように調整することが可能です。）

【市町から受給資格者（保護者）への周知について】

各市町から受給資格者に対し、現物給付を受けるため医療機関等での受診時に受給資格証を毎回提示する必要があることについて、広報等での告知、資格証交付時に受給資格者（保護者）に対し説明する等を行い、周知徹底に努めます。

2 有効期間の確認

受給資格証には有効期限が記載されていますので、有効期間内の受診であるか確認してください。期間外は助成の対象外となります。

また、期間内の受給資格証を持っていても、熊野市・御浜町・紀宝町外へ転出する等により、既に資格を喪失している可能性があります。ついては、医療機関等での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（市外へ転出していないか））をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に市外に住所があることが判明した場合は、熊野市、御浜町、紀宝町での福祉医療の助成対象外になりますので、自己負担の徴収をお願いします。

【資格喪失者に対する対応について】

各市町より、転出等により資格を喪失した受給資格者（保護者）に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。

また、有効期限切れの受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

3 自己負担金の徴収

現物給付用の受給資格証を持っていない受給資格者（義務教育就学以上の者）については、従来どおり領収証明書＋償還給付方式での助成となりますので、償還給付用の受給資格証を確認の上、医療機関の窓口で自己負担を徴収してください。

また、保険診療の対象にならない医療費は助成の対象となりませんので、医療機関等窓口で徴収してください。

4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について

○被用者保険の場合

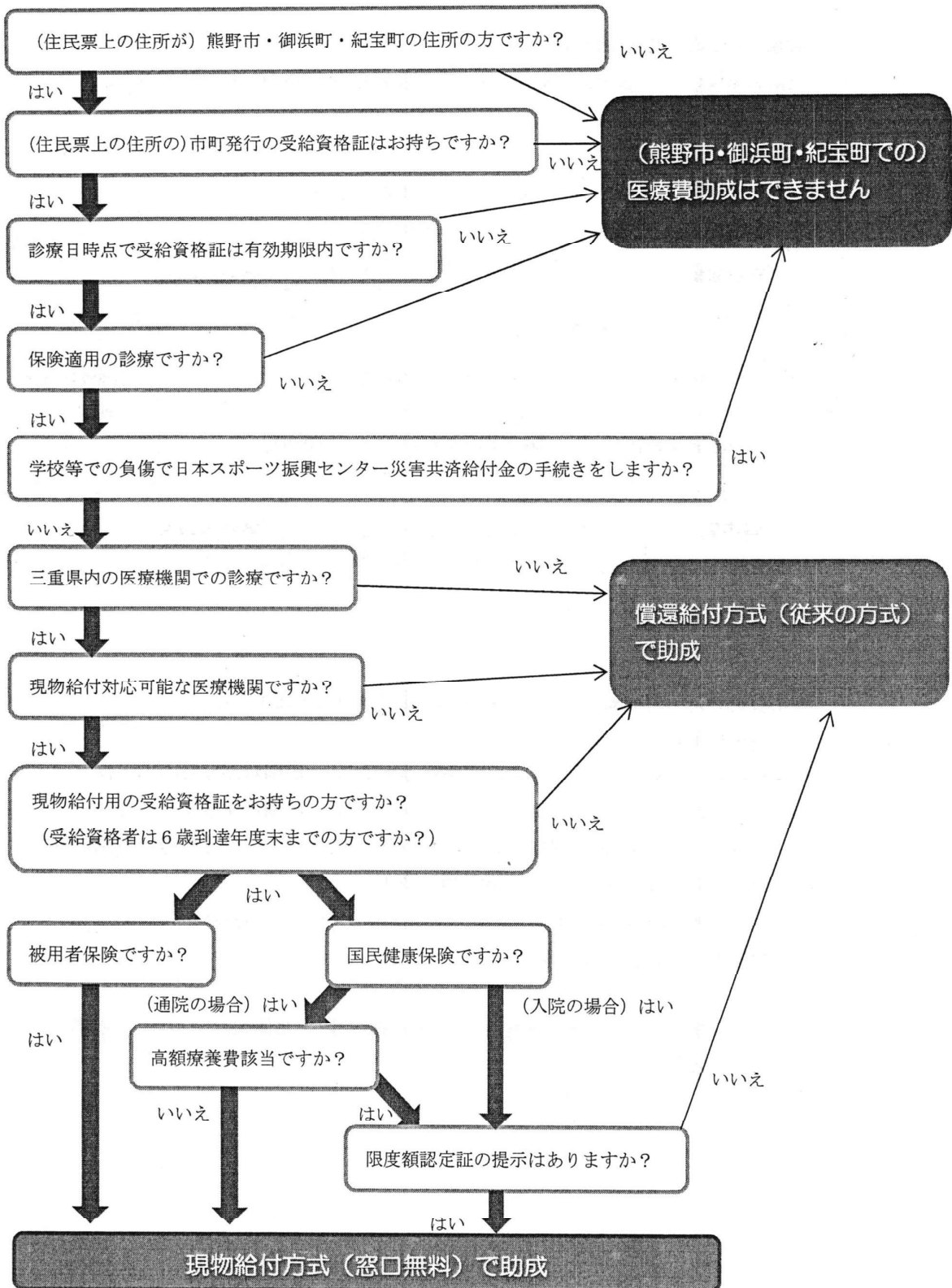
被用者保険に加入する受診者の高額療養費は、限度額認定証の提示の有無にかかわらず、一律「ウ：一般」の所得区分で算定します。

○国民健康保険の場合

国民健康保険に加入する受診者については、高額療養費が生じた場合に限度額適用認定証の提示がなければ現物給付ができません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内し、福祉医療費の受給者証と併せて、必ず限度額適用認定証の提示を受けてください。（高額療養費は所得区分に応じて算定します）

※国民健康保険に加入する受診者について限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ずレセプトの特記事項に記載してください。

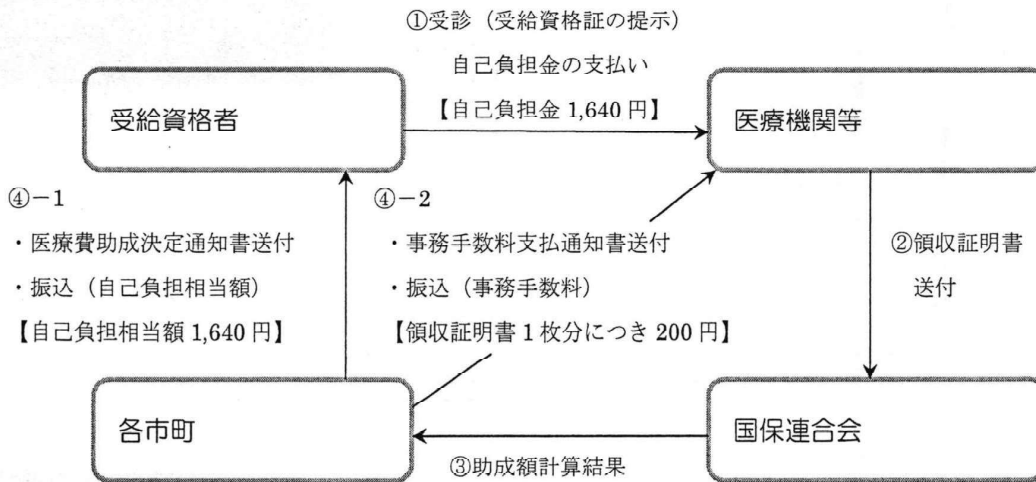
5 現物給付対象者判定フローチャート



第4章 医療費助成の流れについて

1 償還給付方式（従来の方式）

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2割）1,640 円 の場合

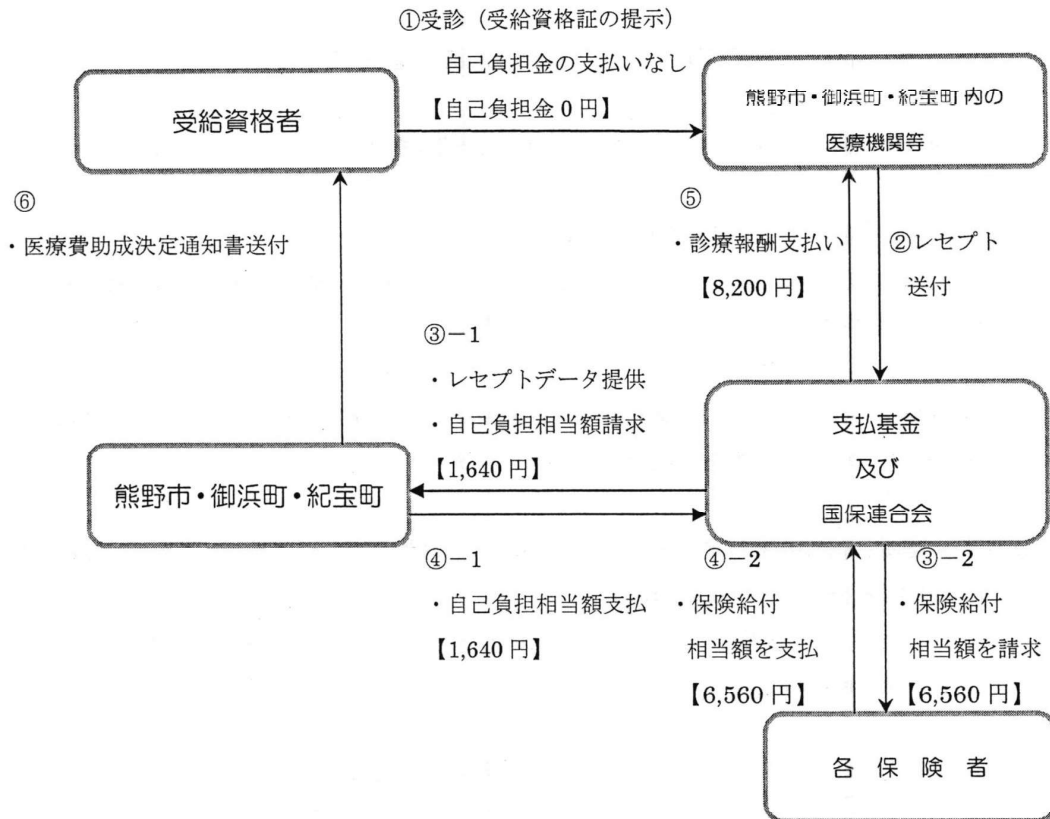


- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
自己負担相当額を支払う。
- ② 医療機関等は、国保連合会に領収証明書を提出する。(原則診療翌月の 15 日)
- ③ 国保連合会は、各市町に助成額計算結果を提出する。(原則診療翌々月の 6 日)
- ④-1 各市町は、受給資格者に医療費助成決定通知書を送付し、自己負担相当額を助成する。(熊野市は原則診療翌々月の 29 日頃) ※ 1
- ④-2 各市町は医療機関等に事務手数料支払通知書を送付し、事務手数料を支払う。
(熊野市は毎月 29 日頃支払い)

※ 1 領収証明書をもとに、高額療養費、附加給付等を除いた保険診療の自己負担相当額を算出し、受給資格者へ助成します。

2 現物給付方式（就学前児童（6歳以下））

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2割）1,640 円 の場合



- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
自己負担相当額は支払わない。
- ② 医療機関等は、支払基金及び国保連合会に併用レセプトを提出する。
(原則診療翌月の 10 日)
- ③-1 支払基金及び国保連合会は、各市町に現物給付対象分のレセプトデータを提出する。併せて自己負担相当額を請求。※1
- ③-2 支払基金及び国保連合会は、保険者に保険給付相当額を請求。
- ④-1 各市町は支払基金・国保連合会に自己負担相当額を支払う。※2
- ④-2 保険者は支払基金・国保連合会に保険給付相当額を支払う。
- ⑤ 支払基金及び国保連合会は、医療機関等に診療報酬相当額を支払う。
- ⑥ 各市は、受給資格者に「(現物給付分) 医療費助成決定通知書」を送付する。
(時期未定)

※1 同時に支払基金及び国保連合会は各市町に対し、審査支払手数料を請求する。

※2 各市は支払基金及び国保連合会に対し、審査支払手数料を支払う。

第5章 レセプトの記載要領

1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点

(1) 医療保険と福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)の併用レセプトで請求します。

他の公費負担制度がある場合は、3者併用レセプトで請求を行います。

(2) 福祉医療公費は、他の公費負担制度を優先します。

福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)は、他の公費負担制度において自己負担金が発生した場合に助成を行います。

(3) 養育医療(53)については、医療保険+養育医療+福祉医療の3者併用レセプトで請求されると過誤調整となるため、償還払いにより助成を行います。

(4) 食事療養費の福祉医療公費(「81:子ども」「82:一人親家庭等」「80:障がい者」)の「請求」欄と「標準負担額」欄は、「0円」と記載します。

※紀宝町については食事療養費の標準負担額も現物給付対象となるため、「請求」欄と「標準負担額」欄には、対象金額を記載します。

(5) 国民健康保険に加入する受診者について限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ずレセプトの特記事項に記載します。

2 レセプトの記載事例

別添資料

「(熊野市・御浜町・紀宝町共通)福祉医療費助成事業に係るレセプト及び計算事例
—未就学者窓口無料化対応—」を参照ください。

現物給付に関するQ&A

1 受給資格について

Q 1. 現物給付対象年齢（就学前児童）の受給資格者が受診時に熊野市・御浜町・紀宝町の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。（※出生や転入等による福祉医療受給資格取得の手続きがまだの方も含む）

A 1. 受給資格証の提示がなかった場合は、「償還払い方式」「現物給付方式」とともに医療費助成は受け付けられません。後日、受給資格証の提示があった場合にその日の医療費を「償還払い」として報告していただくことになります。

なお、支払基金及び国保連合会へ診療レセプトを提出するまでの間に、受給資格証の確認ができた場合は、受給資格証表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）口頭確認をした上で、現物給付扱いをしていただいても構いません。

Q 2. 受給資格証の確認は受診の都度、行わなければなりませんか。

A 2. 受給資格証の確認は重要ですので必ず確認してください。市外へ転出するなど、表示の期間中であっても、常時、資格喪失の可能性がります。

熊野市・御浜町・紀宝町としても、転出等による資格喪失後の受給資格証の回収と資格喪失後の受給資格証を使用しないよう注意喚起に努めますが、医療機関等におかれましても、提示された受給資格証の有効期限の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

Q 3. 受給資格者が、月途中で市外へ転出した場合どうなるのですか。

A 3. 市外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。資格喪失後の受給資格者が誤って受給資格証を提示した場合や、医療機関等が受給資格証を確認せずに現物給付扱いとした場合、助成金の過払いが発生し、受給資格者または医療機関等からの返金をしていただく場合があります。

そのため、医療機関等の窓口での受給資格証の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）についての口頭確認は重要となりますので、ご協力をお願いします。

Q 4. 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 4. 資格が喪失する要件としては、①年齢到達、②死亡、③市外への転出、④生活保護の受給開始、⑤保険資格喪失（無保険）等があります。なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日（市外転出であれば転出日）となります。

Q 5. 福祉医療費助成制度における所得制限はありますか。

A 5. 「三重県福祉医療費補助金交付要領」第4条の規定により、福祉医療費助成受給者資格の認定の際、本人・保護者等の所得制限による判定を行っています。

※1 市に受給資格認定申請をしていない等により、受診者が受給資格をもっていない場合がありますので、ご注意ください。

※2 紀宝町については所得制限なし

2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて

Q 6. 入院したときや、通院の高額該当時に、国民健康保険加入の場合、限度額認定証の提示がないと現物給付とならないのはなぜですか？

A 6. 現物給付方式で高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「ウ：一般」の所得区分で、国民健康保険では「ア：上位所得、イ：上位所得、ウ：一般、エ：一般、オ：低所得」の所得区分で算定することが定められています。このため、国民健康保険で、入院などで高額となる場合、限度額適用認定証の提示がないと現物給付はできません。提示がない場合は、現物給付ではなく、従来どおり償還払いで対応いただくようお願いいたします。

Q 7. 現物給付方式により窓口で医療費を徴収しないとき、領収書の発行はどうなりますか。

A 7. 受給資格者には、後日医療費助成決定通知を送付し、ご自身の医療費内容を確認していただくことから、領収書や診療明細書等の発行をしていただきますようご協力をお願いいたします。

Q 8. 受給資格者が、他の公費負担制度（小児慢性、育成医療等）の証をもっている場合はどうすればよいか。

A 8. 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。

福祉医療費助成制度よりも医療保険の給付及び他の公費負担制度が優先して適用されます。熊野市・御浜町・紀宝町は、他公費負担制度の自己負担相当額を助成することになります。

Q 9. 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか。

A 9. 入院時の食事療養費の標準負担額や保険給付の対象とならない医療費（健康診断、予防接種、入院時の部屋代等）等があります。

※紀宝町については食事療養費の標準負担額も現物給付対象となります。

Q 10. 受給資格者が受診の際、保護者等から「保育所で怪我をしたため、スポーツ保険の給付を受ける」との申出があった場合、どうすればよいか。

A 10. 学校や保育所等の管理下における怪我等については、「日本スポーツ振興センター災害給付金（スポーツ保険）制度」の対象になり、スポーツ保険からの給付が優先されるため、福祉医療費の助成対象外となります。窓口にて必ず自己負担相当額の徴収を行ってください。

Q 11. 三重県「内」の医療機関発行の処方箋により、三重県「外」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A 11. 三重県「外」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象にならず、償還払いの対象になります。

Q 12. 三重県「外」の医療機関発行の処方箋により、三重県「内」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A 12. 三重県「内」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりません。

Q 1 3. 尾鷲市の受給者が、現物給付用（尾鷲市発行）の受給者証を熊野市内の医療機関に提出された場合、どのように取り扱えばよいか？

A 1 3. 平成31年9月より三重県内全域において現物給付が可能となるため、現物給付として取り扱ってください。（現物給付実施範囲は、県内受給者のみであり、県外受給者は対象外です。）

3 併用レセプトの提出について

Q 1 4. 併用レセプト提出後に記載内容に変更があり、医療費の過誤が生じた場合はどうすればよいか。

A 1 4. 審査支払機関（支払基金・国保連合会）に対し「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。

また、過誤となった医療費については、翌月以降に審査支払機関において過誤調整が行われます。

Q 1 5. 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればよいか。

A 1 5. 他の公費負担制度を申請中の場合は、併用レセプトの提出を一旦保留していただき、他の公費負担制度の受給者証の確認をしてから併用レセプトの提出をしていただくか、レセプト提出後に他の公費負担制度の受給者証を確認した場合は、「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。過誤となった医療費については、翌月以降に過誤調整が行われます。

お問い合わせ先

1 熊野市

担当部課名	熊野市役所 市民保険課 医療助成係
所在地	〒519-4392 熊野市井戸町796番地
連絡先	TEL: 0597-89-4111 (代表) 内線124 FAX: 0597-85-4149

2 御浜町

担当部課名	御浜町役場 健康福祉課 福祉係
所在地	〒519-5292 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
連絡先	TEL: 05979-3-0515 FAX: 05979-3-0121

3 紀宝町

担当部課名	紀宝町役場 福祉課 医療保険係
所在地	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
連絡先	TEL: 0735-33-0339 FAX: 0735-32-3061